

指定介護療養型医療施設の基準検討結果(共通項目以外)

2 個別事項

【施設系サービス】

項 目	委任の 類 型	検討内容	市の考え方
改正後の健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定により平成30年3月31日までの間、なおその効力を有するものとされた「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)の規定をもとに検討。なお、平成24年4月1日以降の施設の新設は認められていない。			
(1) 設備に関する事項			
① 居室定員			
○従来型	参 酌	【国省令】 病室の病床数は「4床」以下とする。	【市基準(案)】 ●国省令どおり 【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。
○ユニット型	参 酌	【国省令】 「おおむね10人以下」	【市基準(案)】 ●国省令どおり 【理 由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。
② 廊下の幅	参 酌	【国省令】 廊下の幅は、1.8m以上、中廊下の幅は、2.7m以上	【市基準(案)】 ●国省令どおり
(2) その他共通項目以外の項目			
① 環境保全等への取り組み		省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。	条例では規定を設けず、指導指針・要綱等で規定するに止める。